

込み) はいくらですか。おおよそで結構ですので、口の中にご記入ください。

	金額
あなたご自身の年間就労収入(税込み)	約 <input type="text"/> 万円
あなたご自身の年間総収入(税込み)	約 <input type="text"/> 万円
同居親族を含むあなたの世帯の年間総収入(税込み)	約 <input type="text"/> 万円

※年間総収入は、問36で○をつけた平成29年の収入をすべて足した金額をお答えください。なお、平成29年の総収入が不明な場合は、見込みの金額をお答えください。

問38 あなたの現在の預貯金額(財形貯蓄、株式・債券等を含む)を記入してください

約 万円

問39 あなたの児童扶養手当の支給状況について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 全部支給(満額支給) 2. 一部支給 3. 全部支給停止(受給していない)

養育費やお子さんの面会交流についておたずねします

(離婚等によりひとり親になった方や、未婚の方にうかがいます。)

(→死別によりひとり親になった方は、13ページの問48へお進みください。)

問40 夫と離別した方のみお答え下さい。あなたの離別した夫との養育費の取り決めのことでお聞きします。あなたは、離婚の際またはその後、お子さんの養育費のことで、だれか(どこか)に相談しましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 親・親族 2. 友人・知人 3. 県・市町村窓口 4. 母子父子自立支援員
 5. 母子会 6. 弁護士 7. 家庭裁判所 8. 民間支援団体
 9. 養育費相談支援センター 10. その他()
 11. 相談していない

※母子父子自立支援員…各市及び福祉事務所設置町村や県の中部・西部総合事務所に配置されているひとり親家庭の専門の相談員

※母子会…母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上及びその福祉の増進を図ることを目的として、ひとり親家庭等のための各種研修会、交流事業や相談支援事業等、様々な活動を行う団体

※養育費相談支援センター…養育費に関する専門家を配置し、養育費に関する疑問などについて電話やメールで相談支援を行っている機関(東京都に設置)

問41 養育費の取り決め状況について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 取り決めていない 2. 取り決めている（調停、審判など裁判所における取り決め）
 3. 取り決めている（その他の書面で） 4. 取り決めている（口頭・口約束）

問 42 養育費等に関する専門相談を今後利用したいと思いますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 利用したいと思う 2. 利用したいと思わない

問 43 夫と離別した方のみお答え下さい。あなたの離別した夫からの養育費の受給の状況について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 現在も受けている 2. 受けたことはあるが現在は受けていない 3. 受けたことがない

問 43-2 問43で「1. 現在も受けている」または「2. 受けたことはあるが現在は受けていない」とお答えの方におうかがいします。受け取っている（受け取っていた）養育費の額をご記入ください。

1. 月額 約 円 2. 決まっていない

問 43-3 問43で「2. 受けたことはあるが現在は受けていない」または「3. 受けたことがない」とお答えの方におうかがいします。あなたが養育費を受けていない理由のうちあてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 自分の収入等で経済的に問題ないから
2. 取り決めの交渉がわずらわしいから
3. 相手に支払う意思がないと思ったから
4. 相手に支払う能力がないと思ったから
5. 相手に養育費を請求できることを知らなかったから
6. お子さんを引き取った方が、養育費を負担するものと思っていたから
7. 取り決めの交渉をしたが、まとまらなかったから
8. 現在交渉中または今後交渉予定であるから
9. 相手と関わりたくないから
10. その他（ ）

問 44 夫と離別した方のみお答え下さい。あなたの離別した夫との面会交流（お子さんがもう一方の親と会うこと）のことでお聞きします。あなたは、離婚の際またはその後、お子さんの面会交流のことで、だれか（どこか）に相談しましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 親、親族 2. 友人・知人 3. 県・市町村窓口 4. 母子父子自立支援員
 5. 母子会 6. 弁護士 7. 家庭裁判所 8. 民間支援団体
 9. その他（ ） 10. 相談していない

問 45 面会交流の取り決め状況について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 取り決めていない
2. 取り決めている（調停、審判など裁判所における取り決め）
3. 取り決めている（その他の書面で）
4. 取り決めている（口頭・口約束）

問 46 面会交流に関する専門相談を今後利用したいと思いますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 利用したいと思う
2. 利用したいと思わない

問 47 夫と離別した方のみお答え下さい。離別した夫とお子さんとの面会交流の実施状況について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 現在も会わせている
2. 過去に会わせていたが、現在は会わせていない
3. 会わせることがない

問 47-2 問 47 で「1. 現在も会わせている」または「2. 過去に会わせていたが、現在は会わせていない」とお答えの方にうかがいます。お子さんが離別した夫と会う（会っていた）頻度はどのくらいですか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 月2回以上
2. 月1回程度
3. 2～3か月に1回程度
4. 4～6か月に1回程度
5. 年1回程度
6. 長期休暇中（学校の夏休み、冬休み等）
7. その他（ ）

問 47-3 問 47 で「2. 過去に会わせていたが、現在は会わせていない」または「3. 会わせることがない」とお答えの方にうかがいます。あなたが面会交流を行っていない理由のうち、あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 相手と関わりたくないから
2. お子さんを相手に会わせたくないから
3. 相手に面会交流の意思がないから（子どもに会いたくない）
4. お子さんに面会交流の意思がないから（親に会いたくない）
5. 面会交流の調整がつかなかったから
6. 時間的・経済的な負担から、余裕がないから
7. 現在調整中または今後調整予定であるから
8. その他（ ）

問 47-4 問 47 で「2. 過去に会わせていたが、現在は会わせていない」または「3. 会わせることがない」とお答えの方にうかがいます。お子さんと離別した夫との面会交流を支援する制度（日程調整やお子さんの引渡しの支援）があれば、面会交流を実施してみたいと思いますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 支援があれば面会交流を実施してもよい
2. 支援があっても面会交流は実施したくない
3. その他（ ）

ひとり親世帯になってから困ったことについてうかがいます

問 48 ひとり親家庭になった頃に困ったことについて、上位3つまでをつぎの選択肢から選んで口の中に番号を記入してください。

--	--	--

- | | | |
|--------------|-------------|-------------|
| 1. 生活費 | 2. 医療費 | 3. 借金や負債の返済 |
| 4. 子どもの世話・教育 | 5. 就職・就労 | 6. 住居 |
| 7. 家事 | 8. 自身や家族の健康 | 9. 相談相手がない |
| 10. 老後 | 11. その他 | |

問 49 問48の選択肢の中で、現在も困っていることはありますか。あてはまるもののうち上位3つまでを選び、口の中に番号を記入してください。

--	--	--

問 50 あなたは、現在相談できる相手がありますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- | | | |
|---------------|-------------|---------|
| 1. 相談できる相手がいる | 2. 相談相手がほしい | 3. 必要ない |
|---------------|-------------|---------|

問 50-2 問50で「1. 相談できる相手がいる」または「2. 相談相手がほしい」とお答えの方にうかがいます。その相談相手はどなたですか。また、相談相手がほしい方はどのような相手に相談したいと思いませんか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | | |
|----------------|----------|----------------|
| 1. 親・きょうだいなど親族 | 2. 友人・知人 | 3. 民生委員・児童委員 |
| 4. 母子父子自立支援員 | 5. 福祉事務所 | 6. 市町村保健センター |
| 7. 保育所 | 8. 母子会 | 9. 民間団体やボランティア |
| 10. その他 | | |

福祉施策の認知度や行政機関の利用の状況についてうかがいます

問 51 あなたは、母子父子自立支援員をご存知ですか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- | | | |
|---------|--------------------|---------------------|
| 1. 知らない | 2. 知っており、相談したことがある | 3. 知っているが、相談したことはない |
|---------|--------------------|---------------------|

母子父子自立支援員は、各市及び福祉事務所設置町村及び中部・西部総合事務所福祉保健局に配置されている、ひとり親家庭の専門の相談員です。生活や就労、経済面等でお困りの場合には、様々な制度の情報提供や各種相談に応じています。

問 51-2 問51で「3. 知っているが、相談したことはない」とお答えの方にうかがいます。母子父子自立支援員に相談していない理由は何ですか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- | | |
|-------------------------------|----------------|
| 1. 特に相談事がなかったから | 2. 他に相談相手がいるから |
| 3. 母子父子自立支援員に相談できることを知らなかったから | |
| 4. その他 () | |

問 51-3 母子父子自立支援員に相談したことがない方にかたうかがいます。今後、相談してみたいと思いま
すか。

1. 思う 2. 思わない

問 52 あなたは、ひとり親家庭福祉推進員（ライフサポーター）をご存知ですか。あてはまるもの1つ
に○をつけてください。

1. 知らない 2. 知っており、相談したことがある 3. 知っているが、相談したことはない

ひとり親家庭福祉推進員は、ひとり親家庭の身近な相談相手として鳥取県母子寡婦福祉連合会から
任命されており、ご自宅を訪問するなどして日ごろの困りごとなどに相談対応するとともに、必要
に応じ、行政との連絡調整を行っています。

問 52-2 問52で「3. 知っているが、相談したことはない」とお答えの方にかたうかがいます。ひとり親家庭
福祉推進員に相談していない理由は何ですか。

1. 特に相談事がなかったから 2. 他に相談相手がいるから
3. ひとり親家庭福祉推進員に相談できることを知らなかったから
4. その他（ ）

問 52-3 ひとり親家庭福祉推進員に相談したことがない方にかたうかがいます。今後、相談してみたいと思
いますか。

1. 思う 2. 思わない

問 53 あなたは、ひとり親家庭支援サイトをご存知ですか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 知らない 2. 知っており、閲覧したことがある 3. 知っているが、閲覧したことはない

ひとり親家庭支援サイトは、ひとり親家庭支援制度やイベント情報などを提供する鳥取県のポ
ータルサイトです。パソコン、スマートフォンから閲覧でき、登録された方へのメールマガジンの
配信、メール相談も行っています。サイトの運営は、鳥取県母子寡婦福祉連合会に委託していま
す。

パソコンから

鳥取県 ひとり親

検索

<http://www.tori-hitorioya.com>

スマートフォンから

QRコードを読み取ってください



問 54 あなたは、ひとり親家庭等日常生活支援事業をご存知ですか。あてはまるもの1つに○をつけて
ください。

1. 知らない 2. 知っており、利用登録している 3. 知っているが、利用登録していない

ひとり親家庭等日常生活支援事業とは、鳥取県母子寡婦福祉連合会へ委託して実施している事業で、就職活動や、学校等の公的行事への参加などで一時的に支援が必要になった際に、ご家庭などに家庭生活支援員を派遣し、子育て支援や生活支援を行います。

問 54-2 問 54 で「3. 知っているが、利用登録していない」とお答えの方にはうかがいます。その理由は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 子育て支援や生活支援の必要がないから
2. 具体的な支援が分からないから
3. 登録手続きがわずらわしいから
4. 登録方法が分からないから
5. 子育て支援や生活支援が必要な際は、他の制度を利用しているから
(利用中の制度：)
6. その他 ()

問 54-3 ひとり親家庭等日常生活支援事業に利用登録していない方にうかがいます。今後、利用登録をしたいと思いませんか。

1. 思う
2. 思わない

問 55 あなたは、ひとり親家庭等就業支援講習会事業をご存知ですか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 知らない
2. 知っており、受講したことがある
3. 知っているが、受講したことはない

ひとり親家庭等就業支援講習会事業は、鳥取県母子寡婦福祉連合会へ委託して実施している事業で、ひとり親家庭の就業支援のためにパソコン講習会（初級コース・中級コース）を実施しています。

問 55-2 問 55 で「3. 知っているが、受講したことはない」とお答えの方にはうかがいます。その理由は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 研修を受講する必要がないから
2. 研修日程や時間が合わなかったから
3. 研修情報が得られなかったから
4. 他の機関が実施する同様の研修を受講したから
(他の機関：)
5. その他 ()

問 55-3 ひとり親家庭等就業支援講習会を受講したことの無い方にうかがいます。今後、ひとり親家庭等就業支援講習会を受講したいと思いますか。

1. 思う
2. 思わない

問 56 あなたは自立支援教育訓練給付金をご存知ですか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 知らない 2. 知っており、利用したことがある 3. 知っているが、利用したことはない

自立支援教育訓練給付金は、ひとり親家庭の母または父が雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定教育講座(※)等を受講される際に、その受講料の6割相当額について助成する制度です。手続は各市及び福祉事務所設置町村及び中部・西部総合事務所福祉保健局が行っています。(市町村によって取扱いが異なる場合があります。)

※雇用保険の教育訓練給付の指定講座は以下のホームページから検索できます。

http://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/T_M_kensaku

問 56-2 問 56 で「3. 知っているが、利用したことはない」とお答えの方にはうかがいます。その理由は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 制度に該当する講座を受講する予定がないから
2. 受講料等の一部の助成だけでは、まだ経済的な負担が大きいから
3. 手続の方法が分からないから
4. その他 ()

問 56-3 自立支援教育訓練給付金を利用したことの無い方にうかがいます。今後、自立支援教育訓練給付金を利用したいと思いませんか。

1. 思う 2. 思わない

問 57 あなたは高等職業訓練促進給付金をご存知ですか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 知らない 2. 知っており、利用したことがある 3. 知っているが、利用したことはない

高等職業訓練促進給付金は、ひとり親家庭の母または父が看護師等の就職に有利な国家資格等を取得するために1年以上のカリキュラムを養成機関で修業する場合における、生活費の負担軽減のための給付金です。手続は各市及び福祉事務所設置町村及び中部・西部総合事務所福祉保健局が行っています。(市町村によって取扱いが異なる場合があります。)

給付額：月額100,000円(市町村民税非課税世帯)、月額70,500円(市町村民税課税世帯)

問 57-2 問 57 で「3. 知っているが、利用したことはない」とお答えの方にはうかがいます。その理由は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 養成機関に入学する予定がないから
2. 助成を受けても、経済的な負担が大きいから
3. 手続の方法が分からないから
4. その他 ()

問 57-3 高等職業訓練促進給付金を利用したことの無い方にうかがいます。今後、高等職業訓練促進

給付金を利用したいと思いませんか。

1. 思う 2. 思わない

問 58 あなたは母子父子寡婦福祉資金をご存知ですか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 知らない 2. 知っており、利用したことがある 3. 知っているが、利用したことはない

母子父子寡婦福祉資金は、生活の安定と向上のための低利または無利子の貸付金です。
貸付の種類としては、修学資金、修業資金、就職支度資金、就学支度資金、事業開始資金、事業
継続資金、生活資金、住宅資金等があります。

問 58-2 問 58 で「3. 知っているが、利用したことはない」とお答えの方にはうかがいます。その理由は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 貸付制度を利用する必要があるから
2. 利用の要件に合わなかったから
3. 手続の方法が分からないから
4. 手続がわずらわしいから
5. その他 ()

問 58-3 母子父子寡婦福祉資金を利用したことのない方にはうかがいます。今後、母子父子寡婦福祉資金を利用したいと思いませんか。

1. 思う 2. 思わない

問 59 ひとり親家庭医療費助成制度（特別医療費助成制度）をご存知ですか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 知らない 2. 知っており、利用している（していた） 3. 知っているが、利用したことはない

ひとり親家庭医療費助成制度は、一定の要件を満たすひとり親家庭の母または父とそのお子さんの医療費を一部助成する制度です（所得税非課税世帯のみ対象）。
本人負担額（上限） 入院：1,200円/日まで、通院：530円/日まで

問 59-2 問 59 で「3. 知っているが、利用したことはない」とお答えの方にはうかがいます。その理由は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 利用する必要があるから
2. 利用の要件に合わなかったから
3. 手続の方法が分からないから
4. 手続がわずらわしいから
5. その他 ()

問 59-3 ひとり親家庭医療費助成制度（特別医療費助成制度）を利用したことのない方（かた）にうかがいます。今後、ひとり親家庭医療費助成制度（特別医療費助成制度）を利用したいと思（おも）いますか。

1. 思（おも）う
2. 思（おも）わない

問 60 あなたは、一般社団法人鳥取県母子寡婦福祉連合会（母子会）をご存（ぞん）知（ち）ですか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. しらない
2. 知（ち）っており、活動（かつどう）に参加（さんか）したことがある
3. 知（ち）っているが、活動（かつどう）に参加（さんか）したことはない

一般社団法人鳥取県母子寡婦福祉連合会（母子会）は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上及びその福祉の増進を図ることを目的として、ひとり親家庭等のための各種研修会、交流事業や相談支援事業等、様々な活動を行っています。

問 60-2 問 60 で「3. 知（ち）っているが、活動（かつどう）に参加（さんか）したことはない」とお答（こた）えの方（かた）にうかがいます。その理（り）由（ゆう）は何（なん）ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 参加したい事業がないから
2. 事業の情報が得られなかったから
3. 参加の方法が分からないから
4. その他 ()

問 60-3 今後、母子会がひとり親の方や、そのお子さん同士が交流できるイベント等の事業を実施する場合、参加してみたいと思（おも）いますか。

1. 思（おも）う
2. 思（おも）わない

問 61 あなたは行政によるひとり親家庭支援施策を、主にどのような方法で入手していますか。下の選択肢の中からあてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | | |
|--------------|---------------|---------------|
| 1. 県や市町村の広報紙 | 2. 県や市町村の窓口 | 3. 民生・児童委員 |
| 4. 実家や親戚の人 | 5. 離別した夫やその家族 | 6. 友人・知人・近所の人 |
| 7. 新聞・テレビなど | 8. インターネット | 9. その他 () |

問 62 あなたが国・県・市町村に要望したいことは何ですか。下の選択肢の中から上位3つを選び、
 □の中に番号を記入してください。

--	--	--

- | | |
|--|---|
| 1. 公的貸付金制度の充実
3. 医療費助成事業の充実
5. 面会交流への支援
7. 住まいに関する支援
9. 病児・病後児保育の充実
11. 放課後児童クラブ(学童保育)の充実
13. 就労・生活相談の充実
15. 技能習得機会の充実
17. その他 | 2. 各種年金、手当の充実
4. 養育費確保への支援
6. 日常生活支援事業の充実
8. 保育所の充実
10. 児童館の充実
12. 育児相談の充実
14. 就労機会の拡大
16. ひとり親家庭の交流の場づくりの支援 |
|--|---|

問 62-2 問62で「7. 住まいに関する支援」を選んだ方にうかがいます。どのような支援が望ましいですか。下の選択肢の中からあてはまるものをすべてに○をつけてください。

- | | |
|---|---|
| 1. 公営住宅への優先入居
3. 保証人がいない方への家賃債務保証
5. 母子生活支援施設の充実
7. その他() | 2. 民間住宅入居への家賃補助
4. ひとり親家庭の入居に積極的な民間住宅の紹介
6. シェアハウス等新しいタイプの住まいへの入居
支援 |
|---|---|

※本問で「シェアハウス」とは一つの賃貸住宅を複数人で共有して暮らすことを指します。

問 63 鳥取県のひとり親世帯の行政施策について、ご意見、ご要望などがありましたら、項目を下の欄から選択して記入し、ご意見の内容について記入欄にご自由にお書きください。

- | | | | | |
|----------|---------|-----------|----------|--------|
| 1. 子育て支援 | 2. 就業支援 | 3. 養育費の確保 | 4. 経済的支援 | 5. その他 |
|----------|---------|-----------|----------|--------|

番号	記入欄

○調査は以上です。御協力ありがとうございました。

○同封の返信用封筒へ入れて9月30日までに投函くださるようお願いいたします。